

社会保険ひろしま

第875号

- 健康保険被保険者証の返納のお願い
(協会けんぽ管掌事業所のご担当者様へ)
- 技能実習生を受け入れている事業主の皆さまへ
- 出張相談所開設のご案内 (8月) その他
- メルマガ会員様大募集!
- コロナ禍での健診受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります!
- 被扶養者資格再確認にご協力いただきありがとうございました。

7
2021
令和3年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和3年5月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		56,800	56,219
船舶所有者数		268	347
被保険者数	男性	516,348人	391,285人
	女性	325,050人	268,248人
	船員	3,225人	3,293人

日本年金機構からのお知らせ

健康保険被保険者証の返納のお願い（協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ）

- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/70歳以上被用者不該当届（以下「資格喪失届」という。）をご提出の際は、健康保険被保険者証の添付をお願いいたします。紛失等により添付ができない場合は「健康保険被保険者証回収不能届」を必ず添付してください。
 - ※ 高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額認定書が交付されている場合は、健康保険被保険者証と併せてご郵送ください。
 - ※ 郵送にあたっては、郵送中に封筒が破れないよう、健康保険被保険者証を紙に包むなどご配慮をお願いいたします。
- 電子申請にて資格喪失届を申請いただいた際は、速やかに健康保険被保険者証または健康保険被保険者証回収不能届を郵送してください。
 - ※ 郵送の際には、電子申請の到達番号のわかる画面を印刷のうえ、健康保険被保険者証等と併せて送付してください。

技能実習生を受け入れている事業主の皆さまへ

日本に住所を有する方は、国籍を問わず公的年金制度に加入する義務があり、日本に滞在する技能実習生の方々も厚生年金保険または国民年金のいずれかに加入する必要があります。

技能実習期間中に加入する公的年金は、技能実習先の会社が厚生年金保険の適用事業所である場合、講習期間と実習期間とで加入する年金が異なります。詳しくは以下の点線枠のとおりです。

厚生年金保険への加入は事業主が年金事務所に、国民年金への加入は技能実習生ご自身がお住まいの市区役所・町村役場の国民年金窓口（またはお近くの年金事務所）に、それぞれ加入手続きを行う必要があります。

国民年金の届出漏れがあった場合、講習期間中の国民年金への加入のお知らせが届く場合があります。技能実習生の方々から相談があった場合など、国民年金への加入や免除手続きの案内にご協力をお願いいたします。

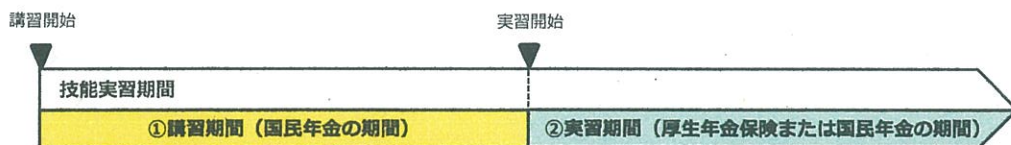
○技能実習期間中に加入する公的年金

①講習期間中：国民年金

- ※ 日本に住所を有してから講習が始まるまでの間も国民年金に加入します。
- ※ 国民年金加入中は技能実習生ご自身で保険料を支払う必要があります。保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の免除・納付猶予制度があります。

②実習期間中：厚生年金保険または国民年金

- ※ 技能実習先が厚生年金保険の適用事業所の場合、技能実習生も厚生年金に加入します。個人事業所であり適用されていない場合は、講習期間から引き続き国民年金に加入します。



◆ 出張相談所開設のご案内（8月） ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
竹原市	8月11日（水）	10:00~15:30	人権センター1階会議室 （竹原市中央5-5-17）	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日	10:00~15:30	尾道市役所本庁舎2階 多目的スペース3	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 （8月9日は休日のため、 8月10日（火）振替実施）	10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館（旧田熊中学校） 3階第1・2相談室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	尾道市向島支所 1階相談待合室	
大崎上島町	8月17日（火）	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター	
庄原市	8月18日（水）	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

◆ 年金事務所 で年金の予約相談を行っています。是非ご利用ください。

ご予約いただくと

- ① お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。
- ② ご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。
送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル
日本年金機構 広島広域事務センター

◆ 手話による年金相談のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

会 場	日 時	○毎月第二土曜日（13時～16時）は広島県内の年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。
広島東年金事務所	8月11日（水）	
福山年金事務所	13時～15時	

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

メルマガ会員様大募集!

協会けんぽ広島支部では、健康保険の制度改正に関する情報や健診のお知らせ等々、皆様にぜひとも知っていただきたい情報を毎月**無料**(通信料金を除く)で配信しております。お一人でも多くの方のご登録をお待ちしております。

配信内容



お得な健診案内



各種申請の手続き方法



セミナー、イベントの開催情報



保険料率の変更情報

登録方法①(ご自身で登録)

- Step1** 広島支部ホームページの「メールマガジン」をクリック
- Step2** 必要事項を入力して、メールアドレスを登録
- Step3** 登録したアドレスに確認メールが届けば登録完了!

こちらからも登録可能です



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえり

登録方法②(広島支部が代行登録)

以下の登録用紙を記入し、FAX または郵送で広島支部へ提出

FAX : 082-568-1130

ご利用上の注意事項 (利用規約)

- 全国健康保険協会では、メールマガジン配信サービス(以下「本サービス」という)の運営に必要な範囲で、本サービスをご利用される皆様の情報の登録を頂いております。本サービスにおける登録情報の取扱い等につきましては、以下のとおりです。登録にあたっては、あらかじめ以下の事項をお読みいただき、ご了承のうえ登録をお願いします。
- 本サービスは外部の配信業者に委託して行っています。
 - 本サービスは、無料(通信料金を除く)でご利用になれます。
 - 全国健康保険協会では、本サービスにご登録頂いた情報について、漏えい、紛失、破壊、不正アクセス及び改ざん等を防止するために必要な措置を講じています。本サービスの運営は外部に委託していますが、委託先においても収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じています。
 - 登録頂いた情報は、本サービスを円滑に運営するための参考として使用します。なお、メールアドレスについては、メールマガジンの配信のために使用します。
 - 全国健康保険協会では、法令に基づき提供することが義務づけられていると解される場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を本サービスの運用以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することがあります。
 - 本サービスでは、メールマガジンを配信するため、メールアドレスの入力を必要としますが、これ以外に個人を識別することができる情報は収集していません。なお、本サービスの登録は、登録者ご本人の意思により何時でも解除が可能です。また、情報の変更・訂正も可能です。
 - 本サービスでは、ウイルス防止のためファイルの添付は行いません。(添付ファイルのついたメールは偽物です。)
 - 万一、内容が不審な全国健康保険協会配信のメールマガジンを受信した場合は、全国健康保険協会広島支部までご連絡ください。
 - メールマガジンの配信については、回線上的問題(メールの遅延、消失)等により届かなかった場合、もしくは文字化けが生じた場合等で再送信はいたしません。全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーをご覧ください。
 - 本サービスは、全国健康保険協会の都合により、「全国健康保険協会ホームページ」において予告した後に中止、延期又は廃止することがあります。
 - 全国健康保険協会は、本サービスの利用、運用の中止、延期又は廃止等により発生する一切の責任を負いません。
 - 登録されたメールアドレスへの配信が連続5回にわたり未着エラーとなった場合、登録メールアドレスは無効として以降の配信を停止します。
 - 原則として、配信されたメールマガジンのメールアドレスへの返信等のご意見、ご要望等はお受けできません。
 - 本注意事項については、必要に応じて改訂する場合があります。改訂する場合は「全国健康保険協会ホームページ」でお知らせします。

上記利用規約に同意します：令和3年 月 日

事業所所在地	〒 ()			
事業所名				
氏名	年齢	歳	性別	男・女
属性	<input type="checkbox"/> 事業主	<input type="checkbox"/> 健康保険委員	<input type="checkbox"/> 被保険者	<input type="checkbox"/> その他
メールアドレス	@			

広島支部で代行入力完了後、ご記入いただいたメールアドレスに確認メールが届けば登録完了!

※本票到着後、代行入力までお時間がかかる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

コロナ禍での健診受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります!

協会けんぽが実施する健診として加入者ご本人(被保険者)様を対象とした「①生活習慣病予防健診」及び、加入者ご家族(被扶養者)様を対象とした「②特定健康診査」をご用意しております。おひとり様につき年度内(令和3年4月～令和4年3月)に1回、協会けんぽが健診費用の補助をいたしますので、是非ご受診ください。

感染症対策を徹底して健診を実施していますので、安心してお早めにご受診ください。

①生活習慣病予防健診 ～加入者ご本人(被保険者)様の健診(35～74歳の方)～

■受診までの流れ

1. 予約

生活習慣病予防健診実施機関に直接ご予約ください。後日、予約した健診機関から必要書類一式が届きます。※健診実施機関は、協会けんぽ広島支部ホームページからご確認ください。

2. 受診

保険証、健診機関から届いた書類一式、健診費用をお持ちください。



②特定健康診査 ～加入者ご家族(被扶養者)様の健診(40～74歳の方)～

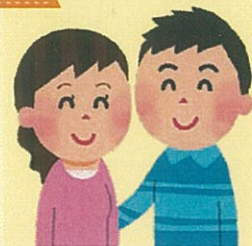
■受診までの流れ

1. 予約

健診機関へ直接ご予約ください。
※健診実施機関は、協会けんぽ広島支部ホームページからご確認ください。

2. 受診

保険証、特定健康診査受診券(セット券)、健診費用をお持ちください。
※特定健康診査受診券(セット券)は4月に被保険者様のご住所にお送りしております。



★従業員様(40～74歳の方)の定期健康診断結果の提供にご協力ください★

協会けんぽでは、労働安全衛生法に基づく、**定期健康診断(事業者健診)**を受けた40歳以上の従業員の皆さまの健診結果データの提供をお願いしています。※協会けんぽの費用補助を使った生活習慣病予防健診を受診されている方の提供は不要です。

【健康診断結果を提供することのメリット】

<従業員のメリット>

・生活習慣改善に向けた特定保健指導を**無料**で受けることができます。

<事業所のメリット>

・ご提供いただいた従業員の健診受診結果(集計値)は、事業所ごとの健康状態が見える化した「ヘルスケア通信簿」に反映されるため、事業所の健康課題発見に役立ちます。

※個人情報保護のため、ヘルスケアに通信簿は被保険者数10名以上の事業所に送付しています。

◎提供方法につきましては、協会けんぽ広島支部保健グループ ☎082-568-1032(直通)までお問い合わせください。

被扶養者資格再確認にご協力いただきありがとうございました。

協会けんぽでは、高齢者医療制度への拠出金及び保険給付の適正化を目的として、健康保険の被扶養者になられている方が現在もその状況にあるかを確認する「被扶養者資格の再確認」を令和2年度も行いました。

事業主及び加入者の皆様には、ご多忙の中ご提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

令和2年度は、被扶養者の削除により、全国の協会けんぽで
前期高齢者納付金**約1億円**が負担軽減される見込みです
(扶養削除人数：約6.8万人)

ご家族が健康保険の被扶養者の要件に該当しなくなったときは、その都度届出が必要となります。
その際は、「健康保険被扶養者(異動)届」を速やかに日本年金機構へご提出ください。



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは
退職日当日まで。
退職後は速やかに保険証
を返却してください。



申請書の
郵送に
ご協力
ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

